

# 京都市の屋外広告物等の色彩について

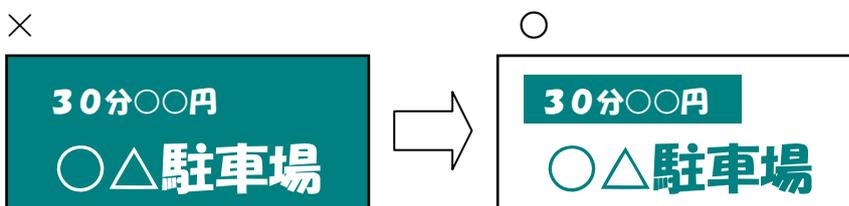
## 1 下地等の色彩について

(1) 規制対象色を使用する部分の面積割合が、下表に掲げる数値未満であることとします。

規制区域	面積割合
第1種地域, 第2種地域, 第3種地域, 沿道型第1種地域, 沿道型第1種地域特定地区, 沿道型第2種地域, 沿道型第2種地域特定地区, 沿道型第3種地域特定地区, 歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	20%
第4種地域, 第5種地域, 沿道型第3種地域, 沿道型第4種地域特定地区及び沿道型第5種地域特定第1地区	30%
第6種地域, 第7種地域, 沿道型第4種地域, 沿道型第5種地域, 沿道型第5種地域特定第2地区, 沿道型第6種地域及び木屋町特別規制地区	50%

【例】 第2種地域に表示する場合

規制対象色を使用する部分の面積は、屋外広告物の面積の20%未満であること。



(2) 第1種地域, 歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域については、マンセル値の彩度が次に掲げる数値を超える色（以下「禁止色」という。）を使用しないこととします。

色相が Y 又は YR である色 10

色相が R, GY, G, BG, B, PB, P 又は RP である色 8

備考1 「下地等」とは、表示面のうち、文字又は記号（以下「文字等」という。）を除く部分をいいます（地色や、図形、文字等の背景色、写真やイラストの部分等が該当します。）。

備考2 「規制対象色」とは、マンセル値の彩度が下表に掲げる数値を超える色をいいます。

規制区域	色相が R である色	色相が YR である色	色相が Y である色	色相が GY, G, BG, B, P, B, P 又は RP である色
第1種地域, 第2種地域, 第3種地域, 沿道型第1種地域, 沿道型第1種地域特定地区, 沿道型第2種地域, 沿道型第2種地域特定地区, 沿道型第3種地域特定地区, 歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	6	6	4	2
第4種地域, 第5種地域, 第6種地域, 第7種地域, 沿道型第3種地域, 沿道型第4種地域, 沿道型第4種地域特定地区, 沿道型第5種地域, 沿道型第5種地域特定第1地区, 沿道型第5種地域特定第2地区, 沿道型第6種地域及び木屋町特別規制地区	6	8	8	8

備考3 着色されていない木又は石の色は、規制対象色又は禁止色とはみなしません。

## 2 文字等の色彩について

文字等の色彩は、その他の部分に調和するようにしてください。

特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等けばけばしい色彩である場合、当該部分の面積と、下地等に規制対象色を使用する部分の合計面積（以下「規制対象面積」という。）の面積割合が、下表に掲げる数値未満であることとします。

規制区域	面積割合等
第1種地域，歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	30%（※）
第2種地域，第3種地域，沿道型第1種地域，沿道型第1種地域特定地区，沿道型第2種地域，沿道型第2種地域特定地区及び沿道型第3種地域特定地区	30%
第4種地域，第5種地域，沿道型第3種地域，沿道型第4種地域特定地区及び沿道型第5種地域特定第1地区	40%
第6種地域，第7種地域，沿道型第4種地域，沿道型第5種地域，沿道型第5種地域特定第2地区，沿道型第6種地域及び木屋町特別規制地区	50%

（※）規制対象面積が，1立面（独立型屋外広告物にあつては1区画）当たり1平方メートル以下であること。

## 3 例外について

次に掲げるものは，1又は2にかかわらず，表示することができます。

- (1) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のもの
- (2) 表示が，公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので景観上支障がないと認められるもの
- (3) 低い位置に付けられる小さなもの（次の基準を満たすこと。）

規制区域	基準
第1種地域，歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	(1) 最上部の高さが4m以下であること。 (2) 1の立面（独立型屋外広告物にあつては区画。以下同じ。）における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が0.5㎡以下であること。
第2種地域，第3種地域，沿道型第1種地域，沿道型第1種地域特定地区，沿道型第2種地域，沿道型第2種地域特定地区，沿道型第3種地域特定地区，沿道型第4種地域特定地区，沿道型第5種地域特定第1地区	(1) 最上部の高さが4m以下であること。 (2) 1の立面における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が1㎡以下であること。
第4種地域，第5種地域，第6種地域，第7種地域，沿道型第3種地域，沿道型第4種地域，沿道型第5種地域，沿道型第5種地域特定第2地区，沿道型第6種地域及び木屋町特別規制地区	(1) 最上部の高さが4m以下であること。 (2) 規制対象面積が1㎡以下であること。 (3) 他の屋外広告物に隣接していないこと。

（※）1及び2を満たすもの又は上記(1)若しくは(2)に該当するものは除きます。

## 4 その他

- (1) 次に掲げる色の組み合わせは，原則として使用しないでください。
  - ・ 彩度の高い色を使用した補色等（（例）赤と青／赤と緑／赤と黄／黄と青／黄と緑）
  - ・ 黒と彩度の高い黄又は赤
- (2) 掲出物件に禁止色を使用しないでください。

なお，これらに適合する場合であっても，建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和であるものは表示できませんので御注意ください。